

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

測量計画機関である秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

一級河川横瀬川 秩父市黒谷地内外

四 作業期間

令和元年七月一日から令和元年十二月二十日まで